



2024年4月から「森林税」スタート

今回の日合商解説 (vol.75) では、あまり活用されていない、適正な使い道が出来ているかと疑問視される傾向がある森林税。主な目的は森林整備で、木の密度を調整する間伐や人材の育成、木材の利用促進などの費用に当てられる予定です。今回はこの「森林税」について解説を行います。

INDEX

- ① 2024年から「森林税」を開始
- ② 森林財源強化の動きは約40年前から始まる
- ③ 配分先行も450億円未活用／活用額は全国的に増加傾向

① 2024年4月から「森林税」を開始

新税

2024年度に国は森林整備のための新税「森林環境税」を導入し、**国民に一律で年間1000円**を課す制度が始まる。

② 森林財源強化の動きは約40年前から始まる

1980年代後半に林野庁が水源税の導入を求めたほか、和歌山県本宮町（現田辺市）が91年、地方交付税と別枠での財政措置「森林交付税」創設を提唱し広がりを見せました。自治体は国に財源を求める一方、住民税の均等割や所得割の税率を引き上げる**超過課税方式**で独自の森林税を導入し、財源確保を図りました。企業負担がある自治体もあります。

	国	自治体
名称	森林環境税	自治体で異なる
対象地域	全国	独自の「森林税」がある府県37府県
導入時期	24年度	03年度～
住民負担	年1000円	年300～1200円
税収の活用主体	9割は市町村 1割は都道府県	各府県
使い道	市町村：森林の整備、人材の育成、木材の利用促進・普及啓発	森林の整備、地元産木材の利用整備、住民の森林学習支援など
	都道府県：市町村の支援など	

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum

③ 配分先行も450億円未活用／活用額は全国的に増加傾向

■都市でも公共施設の木材活用や中山間自治体との連携などで増えつつありますが、差が生じています。渋谷区と台東区は19～22年度の4年間にわたってゼロが続いています。

森林環境譲与税は都市にも一定額が渡る仕組み

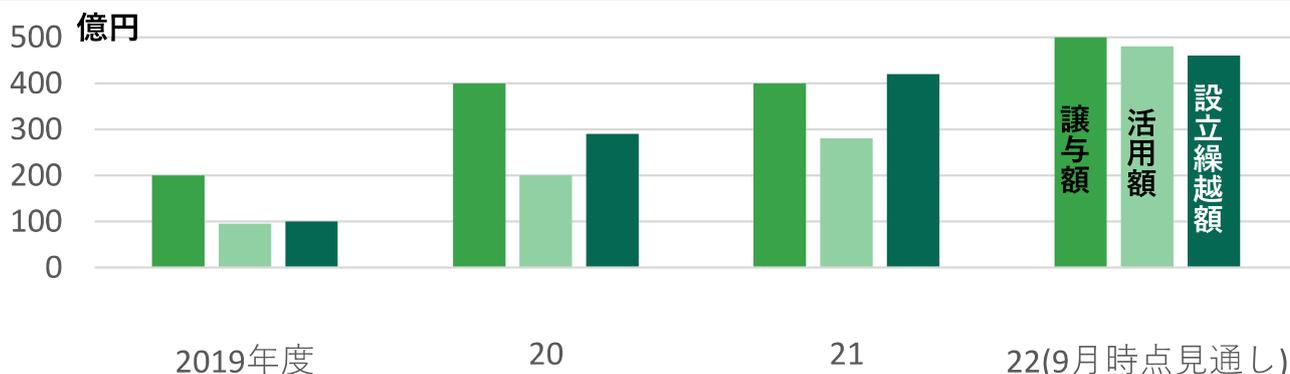
譲与税の配分基準		譲与税が多い市町村(額22年度、面積：16年度末)			
20%	林業 就業数	1	横浜市	4.0億円	私有人口林 517ヘクタール
		2	浜松市	3.2億円	56,361ヘクタール
30%	人口	3	大阪市	3.1億円	0
		4	田辺市 (和歌山)	2.8億円	49,662ヘクタール
			市長村平均	2527万円	3,348ヘクタール
50%	私有人口林 面積				

使われずに残る積立・繰越額(全国)

450億円規模に上る見通し

譲与税の活用は進むが未活用も多い

(積立・繰越額は各年度の未活用額の累計)



住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum

